

## 訪問入浴介護事業所 概要

○事業所の種類

指定訪問入浴介護事業所

(平成 17 年 11 月 7 日指定 鹿児島県 4671200410 号)

○事業所の名称

社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所

○事業所の所在地

〒899-5112 霧島市隼人町松永 1434-2

(霧島市隼人総合福祉センター松恵苑)

○電話番号

0995-43-3729

○F A X 番号

0995-42-2106

○運営方針

1. 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴サービスの提供に努めます。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
3. 関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
4. 利用者の要介護（要支援）状態等の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護（要支援）状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行なうように努めます

○開設年月日

平成 17 年 11 月 7 日

○サービス提供地域 霧島市全域

○協力医療機関 きりしま内科クリニック（協力内容：緊急時の対応）

○営業時間 ※（）内はサービスを利用できる時間

- ・平日：8時15分～17時00分（9時00分～16時00分）
- ・祝日：8時15分～17時00分（9時00分～16時00分）
- ・定休日：土曜日、日曜日

※留意事項 年末年始の休止：12月31日～1月1日

●サービス内容 サービスの特色

- ・入浴時間 約60分（準備・片付け、バイタルチェック等含む）
- ・入浴前にバイタルチェックを行い、入浴可否の判断や入浴前後の健康管理に努めます。
- ・利用者の健康状態に応じて全身入浴、部分入浴（清拭）介護を行います。
- ・訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）に関する相談、助言